

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-1
許認可等の種類	高圧ガス製造の許可			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第5条			
許認可等の概要	<p>圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が、1日100m³(1種ガス:300m³)以上である設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者及び冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその1日の冷凍能力が20トン(フルオロカーボン、二酸化炭素:50トン)以上のものを使用して高圧ガスの製造をしようとする者は事業所ごとに、知事の許可を受けなければならない。</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (基本通達 平成26年7月14日付 20140625商局第1号) 2 都道府県から通商産業省への照会及びそれに対する回答 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載) 3 高圧ガス製造許可申請等に係る添付書類について (個別通達 平成15年3月31日付 平成15・03・25原院第3号) 4 高圧ガス保安法、同法関係政省令、告示等に関する個別通達 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載) 			
基準の制定根拠	上記()内のとおり			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日(経由機関(地域振興局)10日処分庁、20日)			
期間の制定根拠	過去の実績より			